

新型コロナウイルス感染症にかかる支援について

新しい情報はホームページで確認してください
志賀町ホームページ



【 個人向け支援制度 】

●特別定額給付金

国 町

給付額 給付対象者1人につき 10万円 国給付金
2万円 町給付金
対象者 令和2年4月27日時点の住民基本台帳に記録されている人
手続き 町から送付される申請書に必要事項を記入し返信
マイナンバーカードによるオンライン申請
問い合わせ先 志賀町役場 ☎32-1502
(平日のみ8:30～17:15) 富来支所 ☎42-1568

●子育て世帯への臨時特別給付金

国

給付額 児童1人につき 1万円
※令和2年3月31日までに生まれた人
対象者 令和2年4月分(3月分も含む)の児童手当の支給対象者
手続き 特になし。児童手当の支給口座に振り込み
※ただし、公務員は申請書の提出が必要
問い合わせ先 住民課 ☎32-9122

●県民向けマスク購入あっせん

県

購入方法 県から送付される「マスク購入券」を、県内の「クスリのアオキ」の各店舗に持っていく。
1箱50枚入りのマスク2箱まで購入可能

販売期間 5月18日⑨～6月10日⑩

販売価格 2,000円/箱(税込)

問い合わせ先 石川県マスクプロジェクトセンター ☎076-225-1909

●生活困窮者支援(生活福祉資金貸付事業)

県

内 容 休業された人で、一時的に生活費が必要な人、
また失業された人で、生活再建までの生活費が
必要な人への緊急小口資金などの特別貸付
問い合わせ先 志賀町社会福祉協議会 ☎42-2545

●生活保護の相談窓口

町

対象者 志賀町民および町内居住の人
内 容 生活に困窮している人の相談対応
役場窓口または電話で受け付けています。
受付時間 平日 8:30～17:15
相談先 志賀町健康福祉課 ☎32-9131

●上下水道料金の納付猶予

町

対象者 志賀町上下水道使用者
内 容 上下水道使用料金の納付猶予(最長3カ月)
申請方法 水道料金等支払猶予申請書の提出
※要事前相談
問い合わせ先 まち整備課 上下水道室 ☎32-9533

●町営住宅使用料の納付猶予

町

対象者 志賀町町営住宅入居者
内 容 家賃・共益費・駐車場使用料の納付猶予
(最長3カ月)
申請方法 徴収猶予申請書の提出
問い合わせ先 まち整備課 ☎32-9211

●住居確保給付金(家賃)

県

内 容 収入減少により、離職・廃業と同程度の状況で、
住居を失うおそれがある人等に対する家賃補助
受付時間 平日 8:30～17:45
相談先 能登中部保健福祉センター ☎0767-53-2482

●町税の徴収猶予の特例

町

対象者 事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね
20%以上減少し、一時に納付が困難な人
内 容 1年間の町税の徴収猶予(担保不要・延滞金なし)
申請方法 徴収猶予申請書の提出
問い合わせ先 税務課 ☎32-9141 ※詳細11頁掲載

●国保税・後期保険料・介護保険料の減免

町




対象者 感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯、もしくは感染症の影響により主たる
生計維持者の事業収入等が30%以上減少することが見込まれる世帯
内 容 対象保険税(料)額について、前年の合計所得金額の区分に応じ減免
申請方法 減免申請書の提出
問い合わせ先 国民健康保険税 税務課 ☎32-9141 後期高齢者医療保険料 住民課 ☎32-9121
介護保険料 健康福祉課 ☎32-9132

●高校・大学・専門学校等の授業料減免等





内 容 収入が大きく減少するなど家計が急変した場合、授業料の減免や奨学金の給付を受けられます。(各種要件あり)
問い合わせ先 各高校や大学・専門学校など

【 事業者向け支援制度 】

▶ 給付金を受けたい

支援制度	主な要件	支援内容	相談窓口
 持続化給付金	①ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している ②平成31年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある	法人は200万円以内 個人事業主は100万円以内	持続化給付金事業 コールセンター ☎ 0120-115-570
 雇用調整助成金	最近1カ月の売上が前年同期比5%以上減少した企業で、休業手当を支払い、従業員を一時的に休業させた企業	休業手当相当額に対し 中小企業 4/5、大企業 2/3 解雇を行わなかった場合 中小企業 9/10、大企業 3/4 さらに「一定の要件」を満たす中小企業は10/10（助成限度額1人当たり8,330円/日）※5/1現在 「一定の要件」：県からの休業要請など	石川県労働局 職業対策課 ☎ 076-265-4428 または、 最寄りのハローワークへ
 小学校休業等対応助成金	小学校などの休校により子どもの世話をを行う労働者に対し、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を与えた企業	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を助成 ※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限	学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
 小学校休業等対応支援金	小学校などの休校により子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人	令和2年2月27日～6月30日までの間、就業できなかった日について1日当たり4,100円定額	
 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	県の休業要請の対象となり、休業要請に協力した中小企業など（4/21～5/6にかかる分）	法人は50万円 個人事業主は20万円	石川県事業者支援 ワンストップコールセンター ☎ 076-225-1920
 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	県の休業要請の対象となる施設の内、期間、面積、屋外施設などの要件で支給対象とならなかった中小企業および個人事業主	中小企業は20万円 個人事業主は10万円 ※県の休業協力金との重複不可 申請期間…6/2～6/30	商工観光課 ☎ 32-9341
 中小・小規模事業者等持続化補助金	①志賀町内の中小・小規模事業者 ②販路開拓などに取り組み、事業を今後も持続的に継続していく者	限度額10万円 事業対象期間…4/1～10/31 申請期間…5/25～8/31	志賀町商工会 ☎ 32-1002 富来商工会 ☎ 42-2562 商工観光課 ☎ 32-9341

▶ 融資を受けたい

支援制度	主な要件	支援内容	相談窓口
 新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1カ月の売上げが前年または前々年の同期比で5%以上減少した中小企業、小規模事業者	融資限度額 中小企業3億円、小規模事業者6千万円 利子 中小企業1.11%（当初3年間0.21%） 小規模事業者1.36%（当初3年間0.46%） ※売上減少幅が一定水準を超える場合は当初3年間無利子	日本政策金融公庫 金沢支店中小企業 ☎ 076-231-4275 金沢支店国民事業 ☎ 076-263-7192 中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎ 0570-060515
 新型コロナウイルス対策マル経融資（小規模事業者対象）		融資限度額 1千万円 利子 1.21%（当初3年間0.31%） ※売上減少幅が一定水準を超える場合は当初3年間無利子	
 新型コロナウイルス感染症緊急特別融資	次のいずれかを満たす事業主 ①セーフティネット保証・危機関連保証の認定を受ける中小企業など ②最近2週間から1カ月の売上げが前年同月比20%以上減少している	融資限度額 8千万円 利子 1.00%（3千万円以内は当初3年間無利子） 返済期間 10年以内（元金の据置5年以内） ※危機関連保証利用時の措置5年以内は3千万円以内に限る	石川県 商工労働部経営支援課 ☎ 076-225-1522
 経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）	最近1カ月の売上げが前年同月比3%以上減少した中小企業など	融資限度額 8千万円 利子 1.00% 返済期間 7年以内（元金の据置2年以内）	

▶ 税の猶予や専門家のアドバイスを受けたい

支援制度	主な要件	支援内容	相談窓口
国 県 町 国税・地方税の納税猶予、 社会保険料の納付猶予	収入が前年同期に比べて おおむね20%以上減少して いる中小企業など	令和2年2月1日から令和3年1月31日 までに納期限が到来する国税、地方税、社 会保険料について、納税、納付が困難な人 に限り申請により納税、納付が1年間猶予 (担保不要、延滞金なし)	金沢国税局 税猶予相談センター 各年金事務所 県総合(県税)事務所 税務課 ☎ 32-9141
町 固定資産税・都市計画税の 軽減措置	収入が前年同期に比べて 30%以上減少している中小 企業など	令和3年度課税の1年分に限り 売上減少が30%以上50%未満 課税標準 を1/2に軽減 売上減少が50%以上 課税標準をゼロ	税務課 ☎ 32-9141
県 アドバイザー派遣事業	専門家に経営相談をしたい 中小企業など	緊急経営支援アドバイザー(中小企業診断 士等)の派遣(無料)	県商工会議所・商工会・ ISICO*1・中小企業団体中央会
県 雇用調整助成金個別相談会	雇用調整助成金について相談 したい	社会保険労務士による個別相談(無料要予約) 場所 ILAC*2、県内各地の商工会議所、 商工会	石川県商工労働部労働企画課 ☎ 076-225-1531

※1 ISICO：公益財団法人 石川県産業創出支援機構
※2 ILAC(アイラック)：いしかわ就職・定住総合サポートセンター

▶ 助成金を受けたい

支援制度	主な要件	支援内容	相談窓口
国 働き方改革推進支援助成金 (厚生労働省)	次のいずれかを行う事業主 ①テレワーク用通信機器の導 入・運用 ②就業規則、労働協定などの 作成・変更	助成額100万円～300万円、 補助率 1/2 または 3/4	働き方改革推進支援助成金 (テレワーク相談センター) ☎ 0120-91-6479
国 IT導入補助金 (経済産業省)	テレワークを始めてみたい中 小企業など	助成額30万円～450万円、 補助率(特別枠) 2/3 ※助成対象となる機器などには制限あり	IT補助金 (一社)サービスデザイン推進協議会 ☎ 0570-666-424
県 テレワーク導入に向けた 専門家派遣	テレワークを始めてみたい中 小企業など	専門家による、テレワーク導入に向けた助 言(無料)	(一社)石川県情報システム工業会 ☎ 076-267-4741 石川県商工労働部労働企画課 ☎ 076-225-1531
県 新分野チャレンジ 緊急支援費補助金	厳しい状況を乗り越えるため 新たな分野にチャレンジした い中小企業など	事業に要する経費の補助(人件費除く) 上限 50万円、補助率 4/5	志賀町商工会 ☎ 32-1002 富来商工会 ☎ 42-2562 石川県商工労働部経営支援課 ☎ 076-225-1525
県 小規模事業者感染拡大防止 緊急支援費補助金	感染拡大防止策を充実させた い小規模事業者	感染防止対策のための資材購入など経費の 補助 上限 20万円、補助率 4/5	

新型コロナウイルスの影響
により納税が困難な人へ

町税における徴収猶予の特例について

- 新型コロナウイルスの影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった人は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

対象となる人

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる町税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税・法人町民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税(種別割)などの税目が対象になります。

申請手続など

- ・ 令和2年6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭で伺います。

☎ 税務課 ☎ 32-9141